十　第一第十号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第八(へ)欄に掲げる数値

十一　第一第十一号から第十三号までに定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号から第十号まで又は令第四十六条第四項表一の倍率の欄に掲げるそれぞれの数値の和（当該数値の和が五を超える場合は五）

別表第五

	(い)		(ろ)	(は)	(に)
	軸組の両端の柱			土塗壁の倍率	倍率
	小径		中心間距離		
(一)	○・一五メートル未満		○・四五メートル以上一・五メートル未満	○・五以上一・〇未満	○・一を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値
(二)				一・〇以上一・五未満	○・二を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値
(三)				一・五以上二・〇未満	○・三を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値
(四)			一・五メートル以上	○・五以上二・〇未満	○・一を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値
(五)	○・一五メートル以上		○・四五メートル以上	○・五以上一・〇未満	○・一を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値
(六)				一・〇以上一・五未満	○・二を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値
(七)				一・五以上二・〇未満	○・三を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値

別表第六

	(い)		(ろ)	(は)	(に)
	軸組の両端の柱			土塗壁の倍率	倍率
	小径		中心間距離		
(一)	○・一三メートル以上○・一五メートル未満		○・四五メートル以上一・五メートル未満	○・五以上一・〇未満	○・二を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値
(二)				一・〇以上一・五未満	○・五を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値
(三)				一・五以上二・〇未満	○・八を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値

（新設）

八　第一第八号に定める軸組にあつては、○・六

九　第一第九号から第十一号までに定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号から第八号まで又は令第四十六条第四項表一の倍率の欄に掲げるそれぞれの数値の和（当該数値の和が五を超える場合は五）

（新設）